

## 明石市危険ブロック塀等撤去支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震等の自然災害や老朽化による倒壊のおそれがあるブロック塀等の撤去を促進することにより、市民の安全確保を図るため、予算の範囲内でブロック塀等の撤去に要する経費の一部を補助することにつき必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 コンクリートブロック塀、レンガ造及び石造等の組積造の塀並びに万年塀をいう。
- (2) 個人住宅 一戸建て住宅、長屋又は共同住宅をいう。ただし、次のアからウまでに掲げるものを除く。
  - ア 店舗等の住居以外の用途を兼ねるものであって、当該用途に供する部分の床面積の合計が建物全体の床面積の2分の1以上のもの
  - イ 一戸建て住宅はその全部を、長屋及び共同住宅はその過半の戸数を賃貸の用に供しているもの
  - ウ 法人が所有するもの
- (3) 幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園をいう。
- (4) 保育所 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所（同法第35条第4項の規定により認可を受けたものに限る。）をいう。
- (5) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。
- (6) 社会福祉施設 別表第1に定める施設をいう。

(補助対象ブロック塀等)

第3条 補助の対象となるブロック塀等（以下「補助対象ブロック塀等」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に設置されたもの
- (2) 個人住宅、幼稚園、保育所、認定こども園又は社会福祉施設に附属するもの。ただし、国、地方公共団体その他公的機関が所有する施設に附属するもの

のを除く。

(3) 不特定多数の者が利用する道路、公園その他の市民の安全を確保するために市長が必要と認める場所に面しているもの

(4) ブロック塀等の高さが前号の道路、公園等の地盤面から80センチメートル以上のもので、別表第2の各号に掲げるブロック塀等の種類に応じ、当該各号に定める基準のいずれかに該当しないもの又は一般社団法人日本建築学会発行の「既存コンクリートブロック塀の耐震診断指針(案)・同解説」に基づいて実施した1次診断又は2次診断で安全性が確認できないもの

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者は、補助対象ブロック塀等の所有者とする。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象ブロック塀等を撤去する工事(以下「補助事業」という。)に要する経費とし、撤去費、整地費、廃棄物運搬費、処分費、仮設費及び諸経費のうち、市長が必要と認めるものとする。

2 前項の補助事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 請負契約に基づく工事であること。

(2) 補助対象ブロック塀等は、すべて撤去すること。ただし、市長が市民の安全確保等に支障がないと認めるときは、その一部を撤去しなくてもよい。

(3) 前号の規定に関わらず、建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項に規定による指定を受けた道路内にあるブロック塀等については、その全部を道路の地盤面まで撤去すること。

(4) 当該撤去工事に対して、国、地方公共団体等から他の補助金等の交付を受けていないこと。

3 塀の再構築工事に要する経費は、補助対象経費に含めない。

(補助金額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額又は次に掲げる補助対象ブロック塀等の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める額のいずれか低い額とする。

(1) 個人住宅に附属するもの 200,000円

(2) 幼稚園、保育所又は認定こども園に附属するもの 900,000円

(3) 社会福祉施設に附属するもの 1,600,000円

2 前項の規定による補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切

り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) ブロック塀等撤去工事概要書
- (2) ブロック塀等点検表
- (3) 付近見取図(ブロック塀等の位置を明示したもの)
- (4) 現況写真(補助対象ブロック塀等の全景及び第3条第4号に該当する部分)
- (5) 撤去工事の見積書の写し(補助対象経費の明細が明記されたもの)
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 所有権を共有する建物に附属する補助対象ブロック塀等を撤去しようとする場合の前項の規定による申請は、その代表者が行えるものとし、この場合にあつては、前項各号に掲げる書類に加え、申請者以外の所有権を共有する者の同意書を添付するものとする。

3 区分所有建物(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第1条の規定に該当する建物をいう。)に附属する補助対象ブロック塀等を撤去しようとする場合は、第1項の交付申請は、管理組合(同法第3条に規定する区分所有者の団体をいう。)が行えるものとし、この場合にあつては、第1項各号に掲げる書類に加え、撤去工事を行うことについて決議を得たことを証する書類を添付するものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、市長は、第1項各号に掲げる書類の一部を添付する必要がないと認めるときは、当該書類の一部を省略させることができる。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条第1項の補助金交付申請書の提出があつた場合は、その内容を審査し、必要に応じて行う現地調査等により、適当と認めたものについて予算の範囲内において補助金の交付の可否を決定し、補助金を交付すると決定したときは、補助金交付決定通知書により、交付しないと決定したときは、補助金不交付決定通知書により、申請者に通知する。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要な条件を付することができる。

(補助事業の着手)

第9条 補助金の交付を受けようとする者は、前条第1項の規定による補助金の交付の決定後でなければ、補助事業に着手してはならない。

(申請の取下げ)

第10条 第8条第1項の補助金交付決定通知書の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、第12条の実績報告までに市長に補助金交付申請取下書を提出し、当該交付の決定に係る補助金の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付の決定はなかったものとみなす。

(変更の申請等)

第11条 補助事業者は、補助事業の内容を、提出した交付申請書の内容から変更しようとするときは、補助金交付決定内容変更承認申請書を提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更であって、当該補助事業の補助金額に変更がないものについては、この限りでない。

2 前項の変更承認申請書の提出において、第7条第2項から第4項までの規定を準用する。

3 第1項の変更承認申請があったときは、市長は第8条第1項の規定を準用してその内容を審査し、適当と認めたものについて決定の内容を変更し、補助金交付決定内容変更承認通知書により申請者に通知する。

4 前項の審査により、決定の内容の変更が適当でないとき、補助金交付決定内容変更不承認通知書により申請者に通知する。

5 補助事業者は、当該補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は遂行が困難になったときは、速やかにその旨を文書で市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、当該補助事業が完了した日の翌日から起算して市長が別に定める日までに、補助事業実績報告書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業に係る領収書の写し(施工業者から補助事業者が発行されたもの)

(2) 当該補助事業の施工写真及び撤去後の全景が分かる写真

(3) その他市長が必要と認める書類

(是正のための措置)

第13条 市長は、前条の補助事業実績報告書の提出を受けた場合において、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行するよう必要な指示をすることができる。

(補助金額の確定等)

第14条 市長は、第12条の補助事業実績報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、当該補助事業が適正に行われたと認めるときは、補助金の額を確定し、補助金額確定通知書により補助事業者に通知する。

2 市長は、前項の規定により確定した補助金の額が第8条第1項の規定により通知された補助金交付決定通知書に記載された交付の決定に係る補助金の額（以下「交付決定額」という。第11条第2項の規定により変更された場合にあつては、同項の規定により通知された金額。以下同じ。）と同額である場合は、前項の規定による通知を省略することができる。

(補助金の請求)

第15条 補助事業者は、前条の規定による補助金の額の確定後に、補助金請求書により、市長に補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の交付)

第16条 市長は、前条の補助金の請求があつたときは、当該請求を受けた日から30日以内に、当該請求者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第17条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の取消しの決定を行ったときには、その旨を補助金交付決定取消通知書により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第18条 市長は、前条第1項の取消しを決定した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

2 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前項の期限を延長することができる。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年11月12日から施行し、平成30年6月18日以降に着工した補助事業から適用する。  
(補助金の交付申請等の特例)
- 2 平成30年6月18日から施行日前日までの間に着工した補助事業に係る補助金の交付の申請は、第7条第1項の規定にかかわらず、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添付して平成30年12月28日までに市長に提出し、補助金の交付を申請することができる。
  - (1) ブロック塀等撤去工事概要書
  - (2) ブロック塀等点検表
  - (3) 付近見取図(ブロック塀等の位置を明示したもの)
  - (4) 撤去工事前の写真(補助対象ブロック塀等の全景及び第3条第4号に該当することが判別できるもの)又はこれに代わるもの
  - (5) 撤去工事後の全景が分かる写真
  - (6) 撤去工事の見積書又は請求書の写し(施工業者が発行し、補助対象経費の明細が明記されたもの)
  - (8) 撤去工事の領収書の写し(施工業者から所有者に発行されたもの)
  - (9) その他市長が必要と認める書類
- 3 第7条第2項から第4項まで及び第8条の規定は、前項の交付申請について準用する。
- 4 第2項の交付申請をするに当たっては、第9条から第14条までの規定は適用しない。
- 5 第2項の交付申請をした場合における第15条の適用に当たっては、同条中「前条の規定による補助金の額の確定後」とあるのは「第8条第1項の補助金の交付決定の通知後」と読み替えるものとする。

別表1（第2条関係）

特別養護老人ホーム
老人保健施設
養護老人ホーム
軽費老人ホーム
指定障害者支援施設
指定障害福祉サービス事業所
乳児院
指定介護サービス事業所

別表2（第3条関係）

(1) コンクリートブロック塀の場合

項 目		基 準
①	塀の高さ	地盤から2.2m以下である。
②	塀の厚さ	高さ2mを超える塀で15cm以上である。
		高さ2m以下の塀で10cm以上である。
③	控壁（塀の高さが1.2mを超える場合）	塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控壁がある。
④	基礎	コンクリートの基礎がある。
⑤	傾き、ひび割れ等	塀に傾きやひび割れがない。人の力でぐらつかない。
※上記①～⑤の全ての項目において基準を満たす場合のみ、次の項目について、基準を満たしているかを確認する。		
⑥	鉄筋	（塀の壁内） 直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm以下の間隔で配筋されており、縦筋の末端は壁頂部及び基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けがされている。
		（控壁の壁内） 直径9mm以上の鉄筋が配筋されている。
⑦	基礎（塀の高さが1.2mを超える場合）	基礎の丈が35cm以上、根入れ深さが30cm以上ある。

(2) 組積造の塀

項 目		基 準
①	塀の高さ	地盤から1.2m以下である。
②	塀の厚さ	各部分の厚さがその部分から壁頂までの垂直距離の1/10以上ある。
③	控壁	塀の長さ4m以下ごとに塀の厚さの1.5倍以上突出した控壁がある又は壁の厚さが②の必要寸法の1.5倍以上ある。
④	基礎	コンクリートの基礎がある。
⑤	傾き、ひび割れ等	塀に傾きやひび割れがない。人の力でぐらつかない。
※上記①～⑤の全ての項目において基準を満たす場合のみ、次の項目について、基準を満たしているかを確認する。		
⑥	基礎	根入れ深さが20cm以上ある。

(3) その他の塀（万年塀等）

項 目		基 準
	傾き、ひび割れ等	塀に傾きやひび割れがない。人の力でぐらつかない。



